

吹田市特殊詐欺集中対策本部設置要領

(趣旨)

第1条 この要領は、吹田市民を犯罪から守るための連携協定書に基づき、吹田市及び吹田警察署等が一体となって、吹田市における特殊詐欺被害の撲滅を図るため、対策を緊急かつ集中的に講じるための吹田市特殊詐欺集中対策本部（以下「対策本部」）の設置に関し必要な事項を定める。

(所掌事務)

第2条 対策本部の所掌事務は、特殊詐欺被害撲滅に係る各種対策に関するものとする。

(構成等)

第3条 対策本部は、本部長、副本部長、特別本部員及び本部員により構成する。

- 2 本部長は市長を、副本部長は吹田警察署長をもって充てる。
- 3 特別本部員及び本部員は、別表に掲げる者をもって充てる。
- 4 その他、本部長が指名する者をもって充てる。

(職務)

第4条 本部長は、対策本部の事務を総括する。

- 2 副本部長及び特別本部員は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、あらかじめ本部長が定めた順序によりその職務を代理する。
- 3 本部員は、本部長、副本部長又は特別本部員の命を受け、対策本部の事務に従事する。

(対策本部会議)

第5条 緊急かつ集中的に講じる特殊詐欺被害の撲滅に関する対策を推進するため、対策本部会議を開催する。

- 2 対策本部会議は、必要に応じて本部長が招集し、本部長がその議長となる。
- 3 本部長は、必要があると認めるときは、本部構成員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(関係者調整会議)

第6条 対策本部には、必要に応じて関係者調整会議を置くことができる。

- 2 関係者調整会議は、吹田市、吹田警察署及び関係機関等の担当者により構成する。

(庶務)

第7条 対策本部の庶務は、吹田市総務部危機管理室において処理する。

(委任)

第8条 この要領に定めるもののほか、対策本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

(有効期間)

第9条 この要領の有効期間は、令和5年12月31日までとする。ただし、有効期間満了の日までに、本部長による期間の延長が指示された場合はこの限りではない。

附 則

この要領は、令和5年8月1日から施行する。

別表

吹田市			吹田警察署		
◎	1	市長	○	1	署長
●	2	副市長	●	2	副署長
●	3	副市長		3	総務課長
●	4	水道事業管理者		4	留置管理課長
●	5	教育長		5	会計課長
	6	危機管理監		6	生活安全課長
	7	消防長		7	地域課長
	8	総務部長		8	刑事課長
	9	行政経営部長		9	交通課長
	10	会計管理者		10	警備課長
	11	市民部長			
	12	税務部長			
	13	都市魅力部長			
	14	児童部長			
	15	福祉部長			
	16	健康医療部長			
	17	保健所長			
	18	環境部長			
	19	都市計画部長			
	20	土木部長			
	21	下水道部長			
	22	水道部長			
	23	学校教育部長			
	24	地域教育部長			
	25	議会事務局長			

◎本部長 ○副本部長 ●特別本部員